

## ○航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達

昭和60年10月14日 航空自衛隊達第26号  
航空幕僚長 空将 森 繁弘

改正	昭和61年 2月10日 航空自衛隊達第 5号	平成13年 7月 2日 航空自衛隊達第28号
	昭和61年12月24日 航空自衛隊達第35号	平成13年11月20日 航空自衛隊達第42号
	昭和62年 5月21日 航空自衛隊達第24号	平成14年10月11日 航空自衛隊達第22号
	昭和63年 3月 1日 航空自衛隊達第 2号	平成19年 1月 5日 航空自衛隊達第 1号
	平成 4年 6月19日 航空自衛隊達第25号	平成20年 3月31日 航空自衛隊達第13号
	平成 4年 8月10日 航空自衛隊達第41号	平成21年 7月29日 航空自衛隊達第24号
	平成 5年11月26日 航空自衛隊達第42号	平成22年 6月30日 航空自衛隊達第21号
	平成 6年11月18日 航空自衛隊達第43号	平成28年 9月28日 航空自衛隊達第49号
	平成 7年 3月31日 航空自衛隊達第16号	平成31年 3月26日 航空自衛隊達第 9号
	平成 8年 3月28日 航空自衛隊達第 8号	令和元年 6月27日 航空自衛隊達第14号
	平成11年 3月29日 航空自衛隊達第 9号	令和 3年 5月25日 航空自衛隊達第49号
	平成12年 6月16日 航空自衛隊達第34号	令和 6年 3月29日 航空自衛隊達第23号

防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第36条の規定に基づき、航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達を次のように定める。

航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（登録報告）

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における隊員の健康診断の実施及びこれに基づく事後措置並びに体力検査の実施その他必要な事項を定め、もつて隊員の疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）基地等 基地及び分屯基地をいう。
- （2）部隊等の長 編制部隊の長並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊の長並びに機関及び地方機関の長並びに防衛大臣が臨時に編成する部隊の長をいう。
- （3）基地業務担当部隊等の長 衛生に係る基地業務を担当する部隊等の長をいう。
- （4）健康診断等 定期の健康診断、臨時の健康診断及び特別の健康診断（以下「健康診断」という。）並びに体力検査をいう。
- （5）検診項目等 検診の項目及び検査項目をいう。
- （6）実施担当者 健康診断等の実施を担当する衛生隊長又は衛生課長をいい、これらの隊員がいない基地等にあつては、基地業務担当部隊等の長の指定する隊員をいう。
- （7）保管者 航空自衛官等身体歴取扱規則（昭和32年航空自衛隊達第16号）第3条に規定する保管者をいう。
- （8）医官等 医師又は歯科医師である隊員をいう。

(部隊等の長の職責)

第3条 部隊等の長は、その属する部隊等の上級の部隊等の長の指揮監督を受け、当該部隊等に勤務する隊員の健康診断等を実施し、これに基づく必要な措置を執るものとする。

2 部隊等の長は、自隊において健康診断等を実施できない場合には、当該基地等における基地業務担当部隊等の長に依頼するものとする。

(健康診断等の実施)

第4条 基地業務担当部隊等の長は、基地等に所在する部隊等の長と調整の上、健康診断等の実施計画を作成し、実施担当者に実施させるものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、実施担当者において検診項目等の全部又は一部を実施することができない場合には、最寄りの航空自衛隊若しくは他の自衛隊の部隊等に依頼し、又は保健所若しくは部外の医療機関に委託して実施するものとする。

3 航空自衛隊の部隊等に補職され、又は臨時勤務等を命ぜられている航空自衛隊の隊員以外の防衛省の職員については、航空自衛隊の隊員に準じて健康診断等を実施することができる。

(定期の健康診断)

第5条 防衛省職員の健康管理に関する訓令（以下「訓令」という。）第9条に規定するもののほか、定期の健康診断は、別表第1により行うものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、前項に規定する実施基準のほか、健康管理上必要と認める隊員に対し、必要な検診項目等を、実施担当者に実施させることができる。

(臨時の健康診断)

第6条 訓令第10条第1項に規定する臨時の健康診断は、別表第2により行うものとする。

2 訓練招集に応じて出頭した予備自衛官に対しては、別表第2の訓練招集時健康診断を実施するものとする。

3 予備自衛官の継続任用志願者に対しては、別表第2の継続任用時健康診断を実施するものとする。

(特別の健康診断)

第7条 訓令第12条に規定する特別の健康診断は、訓令別表第1の2に定めるもののほか、別表第3により行うものとする。

(検診項目等の省略)

第8条 次の各号に掲げる隊員については、定期の健康診断又は臨時の健康診断に当たっては、既に受けた同一項目の検診を省略することができる。

(1) 航空生理訓練時の身体検査（航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（昭和43年航空自衛隊達第7号）第8条又は第12条の規定に基づく健康診断又は身体検査をいう。）又は航空幕僚長が別に定める身体検査を受けてから3月を経過しない隊員。

(2) 採用時の身体検査（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第22条第1項の規定に基づく身体検査をいう。）、航空身体検査（航空身体検査に関

する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）の規定に基づく身体検査をいう。以下同じ。）及び航空生理訓練時の身体検査における検診の項目に異常があり、勤務に従事して治療中又は観察中で、検査の記録が明かな隊員。

- 2 訓令第13条の規定により既に受けた同一項目の検診を省略することのできる航空身体検査受検日からの未経過期間は、14か月とする。
- 3 訓令第13条及び前項の規定に基づき航空身体検査を受けたことにより同一項目の検診を省略することができる隊員で、当該検査時に異常を指摘され、又は経過観察とされた事項のあるものについては、臨時の健康診断の際にその状況を確認するとともに、必要な検査等を行うものとする。

（指示区分の付与）

第8条の2 定期の健康診断に当たった医官等は、訓令第15条に規定する指示（以下単に「指示」という。）のほか、別表第1及び別に定めるところにより、同条に規定する指示区分を付与するものとする。

（判定区分の付与等）

第9条 前条のほか、定期の健康診断に当たった医官等は、指示区分及び航空自衛隊における診療等の実施に関する達（昭和48年航空自衛隊達第32号）第9条第1項の規定により療養区分の決定がなされている者にあつては当該区分を評価し、別表第4により「A」、「B」、「C」及び「D」の各区分（以下「判定区分」という。）を付与するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、航空身体検査を受けた者については、次の各号に掲げる当該検査の結果の区分に応じ、当該各号に定める判定区分を付与するものとする。

(1)合格 「A」

(2)条件付合格（眼鏡等使用を除く）「B」

(3)不合格 前項の規定により付与する判定区分

- 3 判定区分は、精密検査（以下「精査」という。）又は治療の結果により適時変更することができるものとする。

- 4 前項の規定によるほか、「C」又は「D」を付与された者については、当該者が別に定める体力測定又は基礎的運動能力検査において合格した場合には、それぞれ「B」又は「C」を付与するものとする。

- 5 臨時の健康診断に当たった医官等は、別表第2により、判定区分に応じて「適」又は「不適」の判定をするものとする。この場合において、当該健康診断を実施する日の属する年度における定期の健康診断で判定区分が付与されていない隊員については、前年度の判定区分を用いることができるものとする。

- 6 健康診断に当たる医官等がない基地等にあつては、実施担当者が必要に応じて他基地等における医官等の助言を得て実施するものとする。

- 7 第1項から第5項までの規定は、前項の規定に基づき実施担当者が健康診断に当たった場合について準用する。

（人員可動状況等の報告等）

第9条の2 実施担当者は、健康診断等を受けた隊員（事務官等を除く。以下この項において同じ。）の所属する部隊等の長に、当該部隊等における人員可動状況（所

属する隊員の健康状態を反映させた部隊等の人的側面としての評価として所属する隊員の判定区分を集計したものをいう。以下同じ。)を別紙様式第1により、速やかに通知するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、当該基地等に所在する部隊等における年度末時点の人員可動状況を取りまとめ、別紙様式第2により、翌年度4月末日までに航空幕僚長(首席衛生官気付)に報告するものとする(06-M8(D))。

3 編合部隊の長、宇宙作戦群司令、航空システム通信隊司令、航空警務隊司令及び補給本部長は、隷下部隊等から指揮系統を通じて人員可動状況を別紙様式第2に準じて報告させることにより、常時その状況を把握するものとする。この場合において、航空総隊司令官は、航空方面隊を除く隷下部隊等に係るものについて把握するものとする。

(部隊等の長への通知等)

第10条 実施担当者は、健康診断の結果に基づき、指示を受けた隊員について、当該隊員の所属する部隊等の長に氏名、階級(級)、指示区分等を通知するものとする。この場合において、特に個人情報として保護する必要がある疾病名等については、通知してはならない。

(健康診断の結果に基づく事後措置)

第11条 部隊等の長は、前条の規定による通知に係る隊員について、実施担当者と調整し、速やかに訓令第16条の規定によるほか、別表第5に定める事後措置の基準に従い、適切な事後措置を執るものとする。

(体力検査)

第12条 訓令第7条に規定する体力検査の項目のうち、体育訓練の種目等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第82号)第3条に規定する体力測定の商品と同一のものについては、当該年度に実施する体力測定の結果をもつて当てることができる。

2 体力検査は、疾病、負傷等のため治療中又は観察中の隊員については、検査の項目の全部又は一部を省略することができる。

(健康診断等の記録)

第13条 実施担当者は、健康診断等(特別の健康診断を除く。)の実施結果を航空自衛官等身体歴取扱規則第2条第1項第4号に掲げる定期健康診断表、第5号に掲げる肺がん検診表及び第6号に掲げる臨時健康診断表に記録して、保管者に送付するものとする。

2 実施担当者は、第8条の規定により検診項目等を省略した隊員について、同条各号に該当する場合には、既に受けた同一の検査又は検診の結果をもつて、前項に規定する定期健康診断表、肺がん検診表及び臨時健康診断表に記録して保管者に送付するものとする。

3 実施担当者は、特別の健康診断(著しい騒音を発する場所に勤務する業務に係る健康診断を除く。)の実施結果を別紙様式第3に定める特別健康診断表に記録して、保管者に送付するものとする。

4 保管者は、前3項により送付された定期健康診断表、肺がん検診表、臨時健康診断表を、当該隊員の航空自衛官等身体歴取扱規則第1条に規定する身体歴につづり

込むものとする。この場合、事務官等については、自衛官に準ずるものとする。

(健康診断等の報告)

第14条 基地業務担当部隊等の長は、健康診断等の実施結果を別表第6により航空幕僚長(首席衛生官気付)に報告するものとする(06-M1(D)、06-M2(D)、06-M3(D))。

2 前項の報告に係る報告書の記入要領は、別紙のとおりとする。

(防衛大臣への報告)

第15条 訓令第18条の規定による防衛大臣への報告は、前条第1項に規定する報告に基づき、航空幕僚長が行う。

(防衛省共済組合直営売店等の勤務員の取扱い)

第16条 基地業務担当部隊等の長は、訓令第14条の規定による報告については、部外の医療機関等の診断書等を持ってさせるものとする。この場合、基地等において特別の健康診断(感染症の検査(毎月1回以上)に限る。)を実施することが適当と認めるときは、実施担当者に必要な技術的支援をさせることができる。

(委任規定)

第17条 この達の実施に関し必要な事項は、基地業務担当部隊等の長が定めるものとする。

#### 附 則

1 この達は、昭和60年11月1日から施行する。

2 空士長等の継続任用に関する達(昭和42年航空自衛隊達第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第1項第5号及び第19条第1項」を「第10条第1項第5号及び第13条」に改める。

3 警戒群等の巡回診療等に関する達(昭和43年航空自衛隊達第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「第10条」を「第9条第2項」に、「歯牙検診」を「歯科検診」に改める。

第9条中「(06-M56-2(D))」を「(06-M56(D))」に改める。

別表第1第3航空団司令の項中「大湊分屯基地」の次に「、車力分屯基地」を加える。

別表第2健康診断の項中「歯牙検診」を「歯科検診」に改める。

別紙様式中「(06-M56-2(D))」を「(06-M56(D))」に改める。

4 航空自衛隊における食品衛生及び環境衛生に関する達(昭和46年航空自衛隊達第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第31条」を「第24条」に改める。

第8条中「。(06-X30-4-AR(D))」を「(06-X30-AR(D))」に改める。

別紙様式(その1)中「(06-X30-4-AR(D))」を「(06-X30-AR(D))」に改める。

5 訓令附則第2項の規定に基づく臨時の健康診断実施基準は、航空幕僚長が別に定

めるところによる。

附 則（昭和61年 2月10日航空自衛隊達第5号）

- 1 この達は、昭和61年 2月10日から施行する。
- 2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。
- 3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和61年12月24日航空自衛隊達第35号）

この達は、昭和61年12月24日から施行する。

附 則（昭和62年 5月21日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、昭和62年 5月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和63年 3月 1日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 4年 6月19日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成 4年 6月19日から施行する。

附 則（平成 4年 8月10日航空自衛隊達第41号）

この達は、平成 4年 8月10日から施行する。

附 則（平成 5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）

- 1 この達は、平成 6年 1月 1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成 6年11月18日航空自衛隊達第43号）

この達は、平成 6年11月18日から施行する。

附 則（平成 7年 3月31日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 8年 3月28日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成 8年 3月28日から施行する。

附 則（平成11年 3月29日航空自衛隊達第9号）

- 1 この達は、平成 11年 4月 1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成12年 6月16日航空自衛隊達第34号）

この達は、平成12年 6月16日から施行する。

附 則（平成13年 7月 2日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成13年10月 1日から施行する。

附 則（平成13年11月20日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成13年11月20日から施行する。

附 則（平成14年10月11日航空自衛隊達第22号抄）

- 1 この達は、平成14年10月11日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に実施されている検査、その合格基準及び低圧室要員の指定並びにこれらの手続きは、なお従前の例による。

3 この達施行の際、現に作成、発行又は交付されている航空身体検査表、航空身体検査合格証明書及び航空生理訓練証は、改正後の相当規定に基づき作成、発行又は交付されたものとみなす。

4 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による航空身体検査合格証及び航空生理訓練証は、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。

附 則（平成19年 1月 5日航空自衛隊達第1号抄）

この達は、平成19年 1月 9日から施行する。

附 則（平成20年 3月31日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 7月29日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成21年 8月 1日から施行する。

附 則（平成22年 6月30日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成22年 6月30日から施行する。

附 則（平成28年 9月28日航空自衛隊達第49号）

この達は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月26日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和元年 6月27日航空自衛隊達第14号抄）

この達は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 5月25日航空自衛隊達第49号）

1 この達は、令和 3年 5月25日から施行する。

2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 6年 3月29日航空自衛隊達第23号）

（施行期日）

1 この達は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 別紙（第14条関係）

### 各報告書の記入要領

#### 1 定期健康診断等実施結果報告書（別表第6付紙様式第1）

- (1) 定期の健康診断実施基準（別表第1）に示す検診の項目に従い、年度中に実施した結果を集計し、記入する。
- (2) 「実施月日又は期間」欄は、検診の項目ごとに1次検査を実施した月日又は期間を記入する。
- (3) 「対象人員」欄は、検診当日において、当該基地に所在する部隊等に所属する隊員のうち、当該検診の対象者数を記入する。ただし、留学、研修等の付隊員を除く。  
なお、入校等及び臨時勤務者は、それぞれ入校等先及び臨時勤務先に含めるものとする。
- (4) 「1次検査受検者数」欄は、各検診の項目ごとに実際受検した人員数を記入する。
- (5) 「2次検査実施数」欄は、別表第1に示す「2次検査指示事項」欄に該当した人員数を記入する。
- (6) 「指示区分」欄は生活規正の面及び医療の面ごとに指示区分を付与された人員数(最後の検診の結果に基づき健康に異常又は異常を生ずるおそれのある人員数)を記入する。

#### 2 臨時健康診断実施結果報告書（別表第6付紙様式第2）

- (1) 臨時の健康診断実施基準（別表第2）に示す種別に従い、年度中に実施した結果を集計し、記入する。
- (2) 「対象人員」欄は検診当日において、当該検診項目ごとの対象者数を記入する。
- (3) 「受検者数」欄は、各種別ごとに実際に受検した人員数を記入する。
- (4) 「指示区分」欄は、生活規正の面及び医療の面ごとに指示区分を付与された人員数（最後の検診の結果に基づき健康に異常又は異常を生ずるおそれのある人員数）を記入する。この場合において、第9条第5項により「不適」と判定された隊員については、その人員数をあわせて内数として記入するとともに、○印で囲むものとする。

#### 3 特別健康診断実施結果報告書（別表第6付紙様式第3）

- (1) 特別の健康診断実施基準（別表第3）に示す業務区分に従い、年度中に実施した結果を集計し、記入する。
- (2) 「実施回数」欄は、報告対象期間中に実施した回数を記入する。
- (3) 「対象人員」欄は、各回ごとの対象人員の合計数を記入する。
- (4) 「指示区分」欄は、生活規正の面及び医療の面ごとに指示区分を付与された人員数を記入する。この場合において、別表第5により特技職の変更が必要な隊員については、その人員数をあわせて内数として記入するとともに、○印で囲むものとする。
- (5) 「医療等の業務」より下の欄は、別表第3に示す人事院規則10-4（職員の保



健及び安全保持)に規定する業務について特別の健康診断を実施した場合、前各号の記入要領で当該業務区分(略名で可)ごとに記入する。

(6) 著しい騒音を発する場所における業務に関する報告は、航空幕僚長が別に定めるところによる。

#### 4 その他

(1) 「区分」欄の「U」は自衛官を、「C」は事務官等を示す。

(2) 各欄の括弧内には、女子隊員数を内数として記入する。

別表第1 (第5条、第8条の2関係)

定期の健康診断実施基準

検診の項目	1次検査			2次検査指示事項	備考
	対象者及び回数	検査項目	実施方法		
一般検診	全隊員 年1回	問診及び理学的検査	問診等によるほか、疾病等による療養状況等を確認する。	異常と思われる隊員については、必要な検診を行う。	
		尿たん白	検尿試験紙による。	(+)以上の隊員には、早朝尿で再検査を行う。	精査結果による治療の可否をもって指示区分を付与する。
		尿糖		(+)以上の隊員には、空腹時血糖検査を行う。	75g OGTT又はHbA1cを測定することができる。
		尿潜血		(+)以上の隊員には、早朝尿で再検査を行う。	精査結果による治療の可否をもって指示区分を付与する。
身体計測	全隊員 年1回	身長、腹囲、体重、遠距離視力、色覚及び聴力	航空自衛隊教範05-60-1「身体検査」による。腹囲については、立位でへその高さで測定する。	1 BMI(体重(kg)/身長(m) <sup>2</sup> )が25以上の隊員又は腹囲が男性85cm、女性90cm以上の隊員は、年齢にかかわらず循環器検診及び肝臓検診の対象者とする。 2 別に示す基準に従って指示区分を付与する。	実施担当者は、自衛官については色覚及び聴力の検査項目を、事務官等については身長、体重及び腹囲以外の検査項目を、特に必要でないとする場合は行わないことができる。
肺がん検診	当該年度において40歳以上の隊員 年1回	問診、胸部エックス線診断及びかくたん細胞診 (スパイロメーターが使用できる場合) 1秒率、%VC		1 有所見者には、精査を行うとともに、禁煙に努めるものとする。 2 スパイロメーターにおいて、1秒率70%、%VC80%未満の場合、所見ありとする。	1 1次検査のかくたん細胞診については、問診の結果(1日の喫煙本数)×(喫煙年数)が600を超えた年度から継続して行う。 2 スパイロメーターは、配置されている基地に加え努めて巡回診療でも実施す

					る。 3 当該年度に胸部CT検査を受けた者は、その結果を転記することで胸部エックス線診断を省略することができる。
循環器検診	当該年度において35歳以上の隊員並びに20、25及び30歳となる隊員年1回	問診及び血圧	座位による。	最大140mmHg以上又は最小90mmHg以上の隊員には、安静時座位で再検査を行う。	
		尿たん白	検尿試験紙による。	(+)以上の隊員には、早朝尿で再検査を行う。	当該年度の一般検診において実施している場合は、省略することができる。
		尿糖		(+)以上の隊員には、空腹時血糖検査を行う。	1 当該年度の一般検診において実施している場合は、省略することができる。 2 75g OGTT又はHbA1cを測定することができる。
		心電図	12誘導	必要に応じ心臓超音波検査、24時間心電図検査等の精査を行う。次のものは正常範囲とする。 1 上室性期外収縮（1分間数拍以下で器質的心疾患のない場合） 2 心室性期外収縮（1分間数拍以下で器質的心疾患のない場合） 3 1度房室ブロック 4 不完全右脚ブロック（右室肥大を伴わない場合） 5 呼吸性不整脈 6 徐脈（軽度）	精査結果による治療の要否をもって指示区分を付与する。
生化学（中性脂肪、	光電比色法等による。	基準値を超える隊員は、別に示す基準に	1 肝臓検診と同時に実施することができる		

		LDLコレステロール、HDLコレステロール、尿酸、尿素窒素（BUN）、クレアチニン及び血糖）		従って指示区分を付与する。	る。 2 当該年度の臨時及び特別の健康診断において実施しているものについては、省略することができる。
		血算（白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット及び血小板数）		基準値外の隊員は、必要に応じ炎症反応、血液像、鉄、TIB C、消化管系、女性生殖器系の精査等を行い、明らかな原因が認められないものは経過観察とする。	当該年度の臨時及び特別の健康診断において実施している場合は、省略することができる。
胃がん検診	当該年度において50歳以上の隊員2年に1回	問診及び胃上部エックス線撮影	直接、間接又はデジタル撮影法による。	有所見者には、精査を行う。	当該年度に内視鏡検査を受けた者は、胃部エックス線撮影を省略することができる。 なお、実施年度は、西暦偶数年度とする。
肝臓検診	当該年度において35歳以上の隊員並びに当該年度に20、25及び30歳となる隊員年1回	問診並びにAST、ALT及びγ-GTP	光電比色法等による。	基準値を超える隊員は、別に示す基準に従って指示区分を付与する。	
	入隊した年度に1回	HBs抗原及びHCV抗体		陽性の場合、精査を実施し、以後毎年肝臓検診の対象者とする。	原則として入隊時に実施する（事務官等については行わないことができる。）。
大腸がん検診	40歳以上の隊員年1回	問診及び免疫学的便潜血検査	ラテックス法等による。	陽性者に対しては、精査を行う。	当該年度に内視鏡検査を受けた者は、その結果を転記することで免疫学的便潜血検査を省略することができる。

子宮頸がん検診	20歳以上の女子隊員 2年に1回	問診、視診、 内診及び細胞診		有所見者には、精査を行う。	当該年度に子宮頸がん検診を受けた者は、その結果を転記することで省略することができる。 なお、実施年度は、西暦偶数年度とする。
乳がん検診	40歳以上の女子隊員 2年に1回	問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）		有所見者には、精査を行う。	当該年度に乳がん検診を受けた者は、その結果を転記することで省略することができる。 なお、実施年度は、西暦奇数年度とする。
性病検診	全隊員 3年に1回	問診及び血清梅毒反応等	RPR定性法等による。	有所見者には、精査を行う。	事務官等については、行わないことができる。
歯科検診	全隊員 年1回	問診、口くう及び歯牙の理学的検査	視診及び触診による。	別に示す基準に従って指示区分を付与する。	速やかに治療を受けさせるものとする。

注：1 この表に掲げる検査項目の一部については、航空身体検査に当たって必要がある場合に、あわせて行うことができる。

2 医官による直接の問診を補うものとして、問診表等を使用することができる。療養状況等としては次の事項を確認し、必要に応じて本人より状況を聴取するものとする。

- (1) 身体歴の病歴記録
- (2) 1か月以上療養を受けている疾病等（衛生統計等により確認する。）
- (3) 体力測定結果及び体力測定のための練成訓練の実施状況

別表第2（第6条、第9条関係）

## 臨時の健康診断実施基準

種 別	要 領 等
訓令第10条第1項第1号の規定により実施する健康診断（この表中に別に規定するものを除く。）	<p>1 「A」及び「B」の隊員 新たな疾病等の発生がない限り、「適」と判定する。</p> <p>2 「C」及び「D」の隊員 「適」と判定した場合、任務の留意点について部隊等の長に通知する。</p>
訓練等時の健康診断	<p>3 予備自衛官の防衛招集、国民保護等招集及び災害招集（以下この表において「防衛招集等」という。）時の健康診断は、訓練招集時の健康診断の要領等により実施するものとする。ただし、事態が緊急であるため時間に余裕がないときは、検診方法の一部又は全部を省略することができる。また、適否判定については、本人の健康状態と任務内容を総合的に鑑み、判定するものとする。</p> <p>なお、任務を行う上で、健康上留意すべき事項がある場合は、本人及び防衛招集等部隊等の長に通知するものとする。</p>
原子力災害派遣時の健康診断	航空幕僚長が別に定める。
入校、教育入隊、長期臨時勤務及び長期出張時の健康診断	<p>1 「A」及び「B」の隊員 問診、視診（必要に応じて聴診及び触診）を実施し、定期の健康診断において指摘されている事項がある場合には、必要に応じ、経過観察のための検査を実施するものとする。この場合において、医官等は、特別の事情がない限り、「適」と判定するものとする。</p> <p>2 「C」及び「D」の隊員 必要な処置、治療等を行い、「B」以上に変更された場合に対象者とする。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 継続任用時健康診断に関し、急性の疾病、外傷等で任用期間満了日までに加療すれば「B」以上になる見込みのある「C」及び「D」の隊員に関しては、「適」とすることができる。</p>
継続任用時の健康診断	<p>(2) 精神障害の既往歴（1か月以上の療養の事実をいう。）のある隊員については、精神科医療機関で受診させ、その時点において治療の必要性がないことを確認し、かつ、所属部隊等の長（必要に応じて上級部隊等の長）が隊務に支障がないことを認めるときは、「適」とすることができる。この場合において、必要に応じ、航空幕僚監部首席衛生官に意見を求めることができる。</p> <p>(3) 新たに隊員となった者で当該年度の定期の健康診断結果が存在しないものの入校時の健康診断については、1の規定に基づき判定を行うことができる。</p> <p>なお、同項中「定期の健康診断」とあるのは「採用時の身体検査」とする。</p>
訓練招集時の健康診断	健康状態の全般について問診、視診（必要に応じて聴診及び触診）を行うほか、定期の健康診断の実施基準に準じて、胸部、血圧及び尿の検診を行う。また、本人の健康状態と訓練内容を総合的に鑑み、適否判定を行うものとする。

	<p>なお、訓練を行う上で、健康上留意すべき事項がある場合は、本人及び訓練招集部隊等の長に通知するとともに、健康状態が不良な予備自衛官に対しては、療養等を通じて以後健康状態の改善に努めるよう、適宜指導を実施するものとする。</p>
<p>国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、在外邦人等輸送、国際機関等派遣及び海外出張時の健康診断</p>	<p>1 「A」及び「B」の隊員 国際平和協力活動及び外国出張等に伴う健康診断、身体検査又は予防接種等について（通達）（空幕衛第236号6.12.27）により検診等を実施し、特別の事情のない限り「適」と判定するものとする。</p> <p>2 「C」及び「D」の隊員については、必要な処置、治療等を行い、「B」以上に変更された場合に対象者とする。</p>
<p>伝染性疾患予防時の健康診断</p>	<p>菌検索等伝染性疾患の予防上必要な検診を実施する。</p>

注：自衛官の特技別の定年延長において、付与特技に関する審査に当たって臨時の健康診断を行う場合は、この表の継続任用時の健康診断を準用する。

別表第3（第7条関係）

## 特別の健康診断実施基準

業務区分	対象者	検査項目	実施回数
調理、配膳等給食のため食品を取り扱う業務	1 調理、配膳等給食のため食品を取り扱う業務に従事する隊員 2 調理場に頻繁に立ち入る隊員	1 自覚症状等の検査 2 寄生虫の検査 3 皮膚の検査 4 腰部の機能検査	6か月に1回以上
		感染症の検査	毎月1回以上
水道を取り扱う業務	水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している隊員	感染症の検査	6か月に1回以上
有機溶剤を取り扱う業務	有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に定める有機溶剤）を常時取り扱う隊員	1 自覚症状等又は他覚症状と通常認められる症状の検査（頭重、頭痛、めまい、悪心、おう吐、心悸亢進、不眠、不安感、焦燥感、視力低下、神経痛、しびれ感、四肢けん怠感、四肢の知覚異常、膝蓋腱反射異常、握力減退、食欲不振、腹痛、体重減少、皮膚又は粘膜の異常、その他） 2 尿たん白	6か月に1回以上
	1 次の有機溶剤を常時取り扱う隊員 （1）エチレングリコールモノエチルエーテル （2）エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート （3）エチレングリコールモノブチルエーテル （4）エチレングリコールモノメチルエーテル	血色素量及び赤血球数	
	2 次の有機溶剤を常時取り扱う隊員 （1）オルトージクロルベンゼン （2）クレゾール （3）クロルベンゼン	A S T、A L T及び $\gamma$ -G T P	



	<p>(4) クロロホルム</p> <p>(5) 四塩化炭素</p> <p>(6) 1,4-ジオキサン</p> <p>(7) 1,2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)</p> <p>(8) 1,2-ジクロロエチレン (二塩化アセチレン)</p> <p>(9) 1,1,2,2-テトラクロロエタン (四塩化アセチレン)</p>		
	<p>3 次の有機溶剤を常時取り扱う隊員</p> <p>(1) テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)</p> <p>(2) トリクロロエチレン</p>	<p>1 AST、ALT及びγ-GTP</p> <p>2 尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査</p>	
	<p>4 1,1,1-トリクロロエタンを常時取り扱う隊員</p>	<p>尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査</p>	
	<p>5 キシレンを常時取り扱う隊員</p>	<p>尿中メチル馬尿酸の量の検査</p>	
	<p>6 トルエンを常時取り扱う隊員</p>	<p>尿中馬尿酸の量の検査</p>	
<p>クロム酸を含む物質を取り扱う業務</p>	<p>クロム酸を含む物質（ペイントリムーバー、ジンクロメートプライマー等）を常時取り扱う隊員</p>	<p>1 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>2 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>3 皮膚炎、潰瘍等の皮膚症状の有無の検査</p>	<p>6 か月に1回以上</p>
<p>酸を取り扱う業務</p>	<p>硫酸、塩酸又は硝酸を常時取り扱う隊員</p>	<p>歯牙検査</p>	<p>6 か月に1回以上</p>
<p>粉じんを著しく発散する場所における業務</p>	<p>じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表に定める粉じん作業又は衛生検査官が上記と同等と認めた作業に従事する隊員</p>	<p>1 エックス線写真直接撮影（胸部全域）による検査</p> <p>2 粉じん作業についての職歴の調査</p>	<p>3年に1回以上 有所見者は、じん肺管理区分による。</p>

放射線業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに放射線に被ばくするおそれのある業務につく隊員</li> <li>2 放射線に被ばくするおそれのある業務についている隊員</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被ばく経歴の評価</li> <li>2 末梢白血球数及び白血球百分率</li> <li>3 末梢赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値</li> <li>4 白内障に関する眼の検査</li> <li>5 皮膚の検査</li> </ol> 放射線に被ばくするおそれのある業務についている隊員については、医官が必要ないと認める場合、第2項から第5項までの項目の全部又は一部を省略することができる。	初めて管理区域に立ち入る前及び6か月に1回以上
著しい騒音を発する場所における業務	著しい騒音を発する場所に勤務する隊員	航空幕僚長が別に定める。	
医療等の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛隊病院及び医務室で医療等の業務に従事する隊員</li> <li>2 分屯基地等に勤務する衛生特技の隊員</li> <li>3 救難員</li> <li>4 血液を取り扱う隊員</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自覚症状の検査（吐き気、けん怠感、食欲不振等）</li> <li>2 AST、ALT及びγ-GTP</li> </ol>	6か月に1回以上
		HBs抗原抗体検査	年1回以上
		HBs抗体検査	B型肝炎ワクチン第3回目接種1か月後
異常気圧下における業務	低圧室内で行う業務に従事する隊員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自覚症状の検査（関節、腰及び下肢の痛み、耳鳴、胃症状等）</li> <li>2 聴器の検査（鼓膜、聴力等）</li> <li>3 血圧の測定</li> <li>4 心肺機能検査（心電図、呼吸機能）</li> </ol>	6か月に1回以上
結核検診	全隊員（妊娠中の隊員については、エックス線撮影は行わないことができる。）	問診及び胸部エックス線撮影	年1回
人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）別表第3に定める業務のうち上記以外の業務に勤務する隊員		人事院の定めるところによる。	

- 注：1 対象者の氏名は、あらかじめ衛生隊等に登録しておき、受検漏れを防止するものとする。
- 2 この表において「常時」とは、毎週3日以上連続した期間をいう。ただし、対象者として具体的に妥当であるか否かに当たっては、当該隊員の業務実態等を考慮し、所属する部隊等の長の判断によるものとする。

別表第4（第9条関係）

判定区分

判定区分	指示区分		療養区分
	生活規正の面	医療の面	
A	平常	医療不要	(なし)
B	要注意	要観察	就業
		要医療	
C	要軽業	要観察	激務休
		要医療	
D	要休養	要医療	休務
	未受検者		

注：指示区分及び療養区分の双方を評価する場合には、いずれかのうち、より程度の重い区分に対応する判定区分を付与するものとする。

別表第5（第11条関係）

特別の健康診断の事後措置の基準

指示区分	事後措置の基準
要休業 要軽業	当該疾病等が治癒する見込みのない場合には、原則として特技職の変更を行う。
要注意	必要に応じて、一時当該勤務の停止、勤務場所の変更又は勤務時間の短縮を行うとともに、保護具の強化等に留意する。

別表第 6（第 1 4 条関係）

健康診断等実施結果報告一覧表

報告題名	報告統制章号等	様式	報告種別	報告対象期間	報告期限
定期健康診断等 実施結果報告書	06 - M 1 (D)	付紙様式第 1	年 報	前年度	4 月末日
臨時健康診断等 実施結果報告書	06 - M 2 (D)	付紙様式第 2			
特別健康診断等 実施結果報告書	06 - M 3 (D)	付紙様式第 3			

付紙様式第1  
航空幕僚長 殿  
(首席衛生官気付)

発簡番号  
発簡年月日  
発簡者名

定期健康診断等実施結果報告書 (令和 年度)  
(06-M1 (D))

項目	実施月日 又は期間	区分	対象人員	1次検査 受検者数	2次検査 実施数	指示区分						
						生活規正の面				医療の面		
						要休養	要軽業	要注意	平常	要医療	要観察	医療不要
一般検診		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
身体計測		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
肺がん		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
循 環 器 検 診	血圧	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	尿	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	心電図	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	生化学	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

分類番号： - -  
保存期間：  
保存期間満了時期：

作成年度：  
枚数：  
開示判断：

		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
胃がん		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
肝臓		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
大腸がん		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
子宮頸がん		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
乳がん		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
性病		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
歯科		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

- 注：1 「1次検査受検者数」欄には、当該年度内において、同一項目の検査を省略した者を含むものとする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。



臨時健康診断等実施結果報告書 (令和 年度)  
(06-M2 (D))

項目	区分	対象人員	受検者数	指示区分						
				生活規正の面				医療の面		
				要休養	要軽業	要注意	平常	要医療	要観察	医療不要
訓令第10条第1項第1号の規定により実施する健康診断(この表中に別に規定するものを除く。)	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
訓練等時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
入校、教育入隊、長期臨時勤務、長期出張時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
在外邦人等輸送時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
国際緊急援助活動等時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
国際平和協力業務等時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
国際機関等派遣時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
海外出張時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
継続任用時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
訓練招集時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
伝染性疾患予防時健康診断	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

分類番号： — —

作成年度：

保存期間：

枚数：

保存期間満了時期：

開示判断：

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

特別健康診断等実施結果報告書 (令和 年度)  
 (06-M3 (D))

項目	実施回数	区分	対象人員	1次検査 受検者数	指示区分						
					生活規正の面				医療の面		
					要休養	要軽業	要注意	平常	要医療	要観察	医療不要
結核検診		U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
有機溶剤を取り扱う業務	1の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	2の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	3の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	4の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	5の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	6の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	1～6以外の有機溶剤を取り扱う隊員	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

分類番号： — —  
 保存期間：  
 保存期間満了時期：

作成年度：  
 枚数：  
 開示判断：

クロム酸を含む物質 を取り扱う業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
酸を取り扱う業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
粉じん場所の業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
異常気圧下の業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
放射線業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
調理、 配膳等 の業務	自覚症状等、寄 生虫、皮膚及び 腰部の機能検査	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	感染症の検査	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
水道を取り扱う業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
医療等の業務	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	U	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第1（第9条の2関係）

「注意（人事）」  
発簡番号  
発簡年月日

（部隊等の長） 殿

（実施担当者）

人員可動状況について（部隊等名）（通知）

標記について、次のとおり通知する。

1 人員可動状況

（〇年〇月〇日現在）

所属人員	判定区分を付与された人数			
	A	B	C	D

2 判定区分「C」、「D」である隊員の理由及び指示事項の概要

階級	氏名	区分	理由	指示事項

注：判定区分「C」、「D」の隊員は、原則として臨時の健康診断及び各種身体検査が不合格となるため、入校等の予定に備えた早期の改善を依頼する。

分類番号： — —

作成年度：

保存期間：

枚数：

保存期間満了時期：

開示判断：

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第9条の2関係）

発簡番号  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
（首席衛生官気付）

（基地業務担当部隊等の長）

人員可動状況報告  
（06-M8（D））

○年○月○日現在

部隊名等	所属人員	判定区分を付与された人数			
		A	B	C	D

分類番号： — —

作成年度：

保存期間：

枚 数：

保存期間満了時期：

開示判断：

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3 (第13条関係)  
(その1)

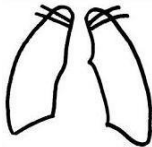
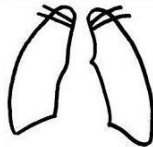
特別健康診断表 1

氏名(ふりがな)		男	生年月日	昭・平	年	月	日	階級				
		女	認識番号	A	-	業務開始年月日						
業務区分	調理・水道 有機溶剤( )				調理・水道 有機溶剤( )							
検診年月日												
検診場所												
	正常	異常	所見			正常	異常	所見				
一般検査	皮膚											
	関節運動											
	鼻腔											
	口腔咽喉											
	神経系											
	腰部機能											
自覚又は他覚症状	なし	あり				なし	あり					
血圧検査(座位)												
尿検査	たん白		メチル馬尿酸		たん白		メチル馬尿酸					
	トリクロル酢酸		馬尿酸		トリクロル酢酸		馬尿酸					
	総三塩化物		コプロポルフィリン		総三塩化物		コプロポルフィリン					
血液検査	全血比重			全血比重								
	赤血球数(万個/ $\mu$ l)			赤血球数(万個/ $\mu$ l)								
	血色素量(g/dl)			血色素量(g/dl)								
	AST (U/L)			AST (U/L)								
	ALT (U/L)			ALT (U/L)								
	$\gamma$ -GTP (U/L)			$\gamma$ -GTP (U/L)								
寄生虫の検査												
指示区分	要休養・要軽業・ 要注意・平常			要医療・要観察・ 医療不要			要休養・要軽業・ 要注意・平常			要医療・要観察・ 医療不要		
判定医官						印						
感染症の検査	月日											
	結果											
	月日											
	結果											
	月日											
	結果											

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

(その2)

特別健康診断表 2

氏名(ふりがな)	男	生年月日	昭・平 年 月 日		階級		
	女	認識番号	A -		業務開始年月日		
業務区分	クロム酸・酸・粉じん その他( )			クロム酸・酸・粉じん その他( )			
検診年月日							
検診場所							
	正常	異常	所見		正常	異常	所見
一般検査	皮膚						
	鼻粘膜						
	鼻腔						
	歯牙						
自覚又は 他覚症状	なし	あり			なし	あり	
胸部エックス線 検査	フィルム番号			フィルム番号			
	所見			所見			
							
その他							
指示区分	要休養・要軽業 要注意・平常		要医療・要観察・ 医療不要		要休養・要軽業 要注意・平常		要医療・要観察・ 医療不要
判定医官							印

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

(その3)

特別健康診断表 3

氏名(ふりがな)		男	生年月日	昭・平	年	月	日	階級											
		女	認識番号	A	—			業務開始年月日											
業務区分	放射線・医療等・異常気圧				放射線・医療等・異常気圧														
検診年月日																			
検診場所																			
	正常	異常	所見				正常	異常	所見										
一般検査	皮膚																		
	視器																		
	聴器																		
自覚又は 他覚症状	なし	あり					なし	あり											
聴力	Hz			Hz			Hz			Hz									
	右		左	右		左	右		左	右		左							
血液検査	赤血球数(万個/μl)				赤血球数(万個/μl)														
	血色素量(g/dl)				血色素量(g/dl)														
	ヘマトクリット値(%)				ヘマトクリット値(%)														
	白血球数(個/μl)				白血球数(個/μl)														
	白血球百分率	リンパ球(%)			リンパ球(%)			リンパ球(%)			リンパ球(%)								
		単球(%)			単球(%)			単球(%)			単球(%)								
		好中球	桿状核(%)			桿状核(%)			桿状核(%)			桿状核(%)							
			分葉核(%)			分葉核(%)			分葉核(%)			分葉核(%)							
		好酸球(%)			好酸球(%)			好酸球(%)			好酸球(%)								
		好塩基球(%)			好塩基球(%)			好塩基球(%)			好塩基球(%)								
	AST (U/L)				AST (U/L)														
	ALT (U/L)				ALT (U/L)														
	γ-GTP (U/L)				γ-GTP (U/L)														
HBs抗原検査																			
HBs抗体検査																			
血圧	/																		
心肺機能	心電図			呼吸機能			心電図			呼吸機能									
	要休養・要軽業・ 要注意・平常			要医療・要観察・ 医療不要			要休養・要軽業・ 要注意・平常			要医療・要観察・ 医療不要									
判定医官	印																		
区分	月	4	5	6	計	7	8	9	計	10	11	12	計	1	2	3	計	年度計	
被ばく線量	線量																		
	集積線量																		

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。